

大洲市要介護認定等に係る資料開示の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条に規定する要介護認定及び法第32条に規定する要支援認定（以下「要介護認定等」という。）又は法第115条の45に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のために作成した資料（以下「認定資料等」という。）の開示について必要な事項を定めるものとする。

(開示を請求できる者)

第2条 この要綱に基づき認定資料等の開示を請求できる者（以下「請求権者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 要介護認定等の申請者
- (2) 要介護認定等を受けた者又はその介護を行う者と法第7条第18項で定める居宅介護支援の提供に関する契約を締結した居宅介護支援事業者（届出のあった者に限る。）
- (3) 要介護認定等を受けた者又はその介護を行う者とサービスの提供に関する契約を締結した認知症対応型共同生活介護事業者又は介護保険施設
- (4) 法定代理人

(開示の理由)

第3条 この要綱に基づき認定資料等の開示を請求できるのは、次に掲げる場合とする。

- (1) 前条第1号及び第4号に掲げる者 要介護認定等の結果に異議があるとき。
- (2) 前条第2号に掲げる者 要介護認定等を受けた者と契約を締結し、居宅介護支援を行う上で必要とするとき。
- (3) 前条第3号に掲げる者 要介護認定等を受けた者と契約を締結し、サービス提供を行う上で必要とするとき。

(開示対象資料)

第4条 前条に定めるこの要綱に基づき開示する資料は、次の区分によるものとする。

| 請求権者               | 開示対象資料  | 対象者         |
|--------------------|---|-------------|
| 要介護認定等申請者<br>法定代理人 | 認定調査票（概況調査）<br>認定調査票（基本調査）<br>認定調査票（特記事項）<br>認定情報<br>主治医意見書<br>認定審査会会議録 | 当該要介護認定等申請者 |

|  |  |                               |
|--|--|-------------------------------|
| 居宅介護支援事業者<br>認知症対応型共同生活<br>介護事業者<br>介護保険施設 | 認定調査票（概況調査）<br>認定調査票（基本調査）<br>認定調査票（特記事項）<br>認定情報<br>主治医意見書<br>基本チェックリスト | 居宅サービス計画作成依頼を行<br>った要介護認定等申請者 |
|--|--|-------------------------------|

2 要介護認定等申請者に対する主治医意見書の開示については、当該主治医の承諾を得た後、開示するものとする。

（開示請求の手続）

第5条 開示を請求する者は、第2条に定める請求権者であることを証するものを提示した後、大洲市要介護認定等に係る情報提供申請書及び確約書（別記様式）を提出しなければならない。

（開示の拒否）

第6条 開示請求に係る認定資料等が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該資料の全部又は一部について開示を拒否することができる。

- (1) 法令で定めるところにより、開示することができないと認められる情報が含まれているとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより当該第三者の権利を害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、開示することにより、公益を害するおそれがあるとき。

（請求権者の義務）

第7条 請求権者の内、第2条第2号及び第3号に掲げる者は、知り得た個人の情報について、介護サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメント以外のことに使用してはならない。

（情報提供に必要な費用）

第8条 この要綱による認定資料等の写しの作成に要する費用は、無料とする。ただし、当該認定資料等の写しの送付に係る費用は、請求権者の負担とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成17年1月11日大洲市要綱第15号）

この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成29年3月31日大洲市要綱第24号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月15日大洲市要綱第140号）

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和5年2月1日大洲市要綱第5号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

